

# ガスシステム改革について



習志野市ナランド♪

平成29年2月1日

企業局 業務部  
営業企画室

平成28年4月1日より  
電力は小売全面自由化されました

平成29年4月1日より  
都市ガスは  
小売全面自由化されます



習志野市ナランド♪

2

平成29年4月1日より  
家庭用を含め全ての都市ガス使用者が  
ガス事業者を選択可能になります  
(新規参入が無ければ不可)



### ガス小売事業者の切替イメージ



## エネルギーシステム改革

### 電力システム改革

#### 目的

##### ①安定供給の確保

広域的な電力融通を促進。再エネや自家発電など、多様な電源の活用。無理のない節電の仕組みにより、計画停電に頼らないシステムへ

##### ②電気料金の最大限抑制

③電気利用の選択肢、企業の事業機会の拡大

平成28年4月1日実施

### ガスシステム改革

#### 目的


##### ①天然ガスの安定供給の確保

##### ②ガス料金を最大限抑制

③利用メニューの多様化と事業機会拡大

④天然ガス利用方法の拡大

平成29年4月1日実施



## ガス料金を最大限抑制し、 利用メニューを多様化する

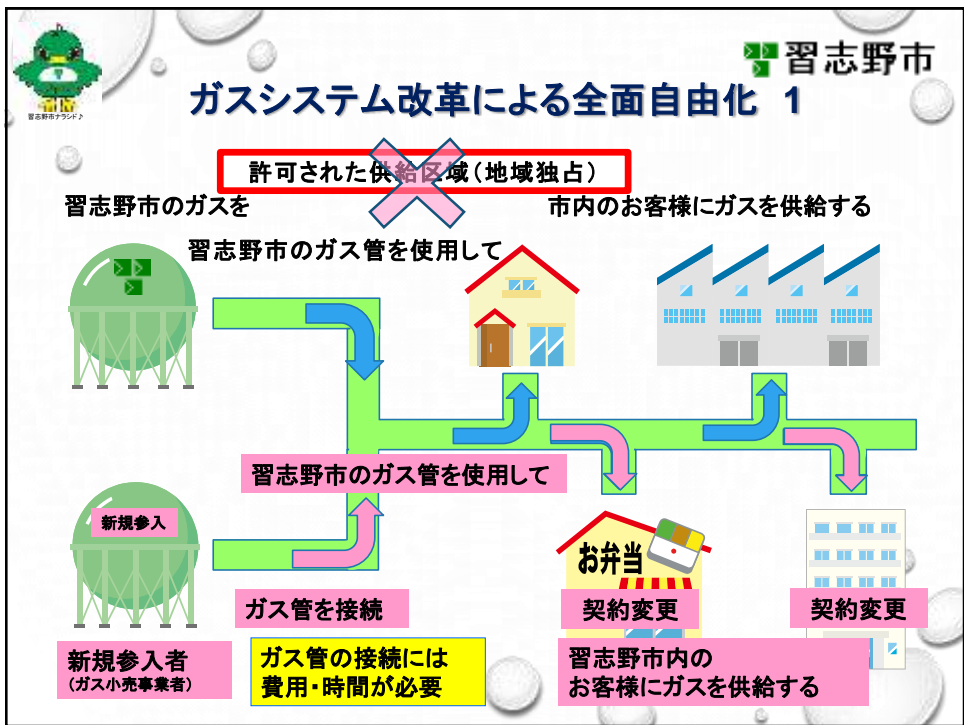


都市ガスの小売りへの新規参入を全面的に解禁し、既存の都市ガス事業者以外からの供給を可能にする

## 都市ガスの小売の全面自由化

ガス事業者のガス管を使用料を支払うことにより、別の事業者が使用可能にする





 **習志野市**

## 市営ガスの原料

**習志野市**

購入

都市ガス会社と電力会社の共同基地

東京湾 千葉県 太平洋

輸入LNGを主成分とする都市ガス

県内産天然ガスを主成分とする都市ガス

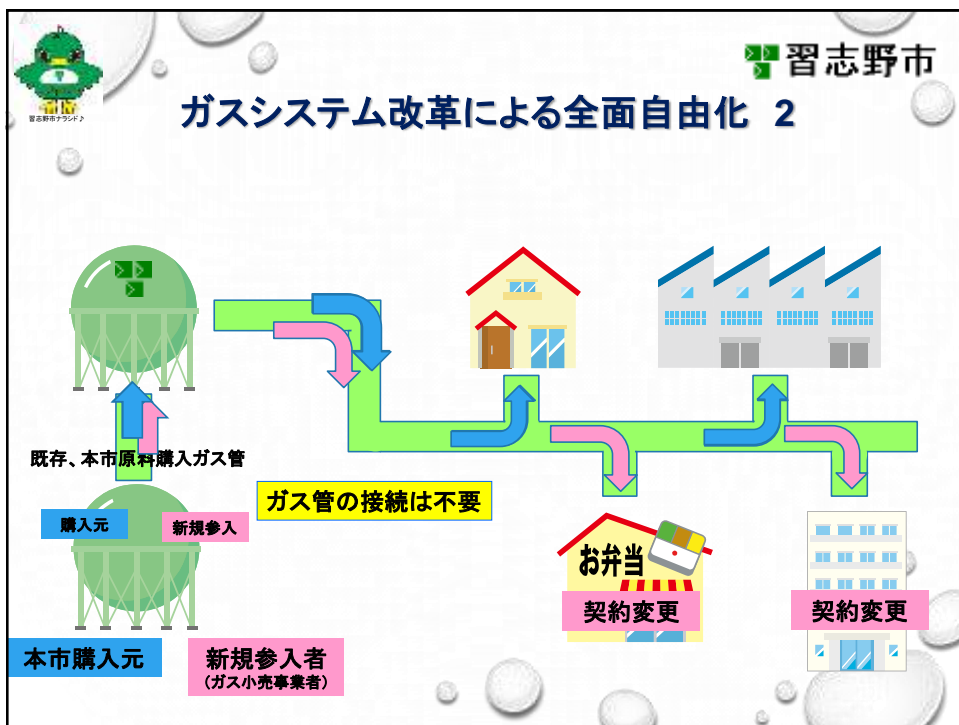
自家井戸からの自噴に成功








9



## 現在の都市ガス事業の区分

代表的な業務内容 (代表的な項目)		現行
		一般ガス事業
1	原料ガスの購入	○
2	ガスの送出(供給)	○
3	ガスメーター検針	○
4	ガス料金の収納	○
5	ガス機器調査(法定)	○
6	宅内ガス漏れ検査(法定)	○
7	道路ガス漏れ検査(法定)	○
8	ガス臭いなどの保安	○
9	ガス管の新設・入替	○



都市ガス事業:法令上は一般ガス事業と定義されます

11

## 新たな都市ガス事業の区分

代表的な業務内容 (代表的な項目)		改正後	
		ガス小売事業	一般ガス導管事業
1	原料ガスの購入	○	
2	ガスの送出(供給)		○
3	ガスメーター検針		○
4	ガス料金の収納	○	
5	ガス機器調査(法定)	○	
6	宅内ガス漏れ検査(法定)		○
7	道路ガス漏れ検査(法定)		○
8	ガス臭いなどの保安		○
9	ガス管の新設・入替		○

他業種からの参入により、利用者が  
都市ガス会社を選択可能になる

全面自由化(登録制)

インフラの2重投資規制  
(効率的な投資による料金抑制)

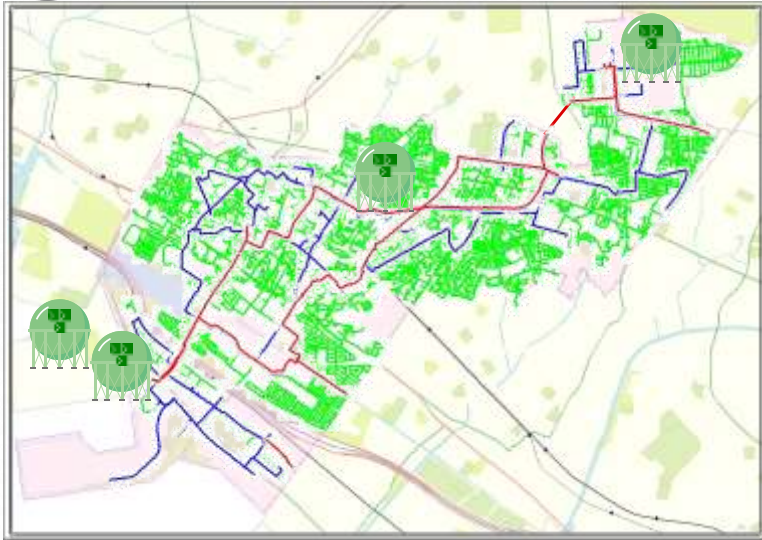
規制継続(許可・認可)



小売事業者を変更された場合、原則として、ガス機器調査は小売事業者が、  
ガス漏れ検査は引き続き企業局から訪問します

12

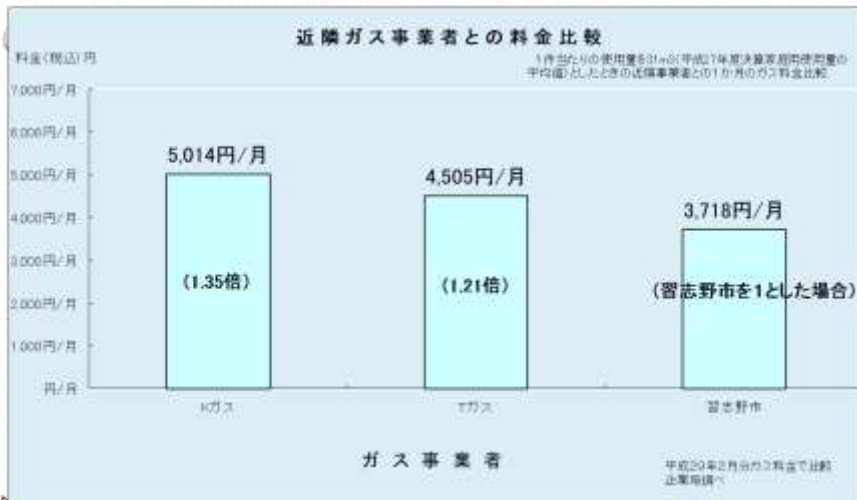
## 習志野市営ガス配管のガス管



13

## 市営ガスの現在の料金水準

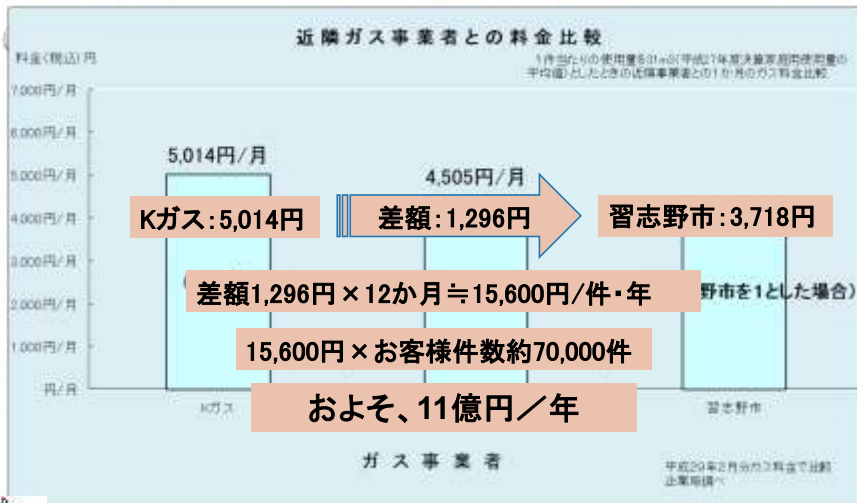
習志野市



14



## 市営ガスの現在の料金水準



## 市営ガスの対応

### 制度改正への対応

- 1.平成28年第4回定例会にてガス供給条例の改正
- 2.ガス事業法改正に伴う認可・届出

### 今後の取り組み

- 1.低廉な料金水準の維持
- 2.保安の強化
- 3.市民へのPR強化
- 4.新規需要家の獲得

これからも、ご愛顧のほどよろしくお願いします。





ご清聴ありがとうございました。



企業局 業務部  
営業企画室